

補助金申請の流れ

チェックシート



笠間市商工会 HP より
申請書類が
ダウンロードできます。



- | | |
|---|--|
| <p>1 写真撮影 (施工前) <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>2 補助金交付申請 (郵送での受付は不可) <input type="checkbox"/>
(提出書類)
補助金交付申請書、市税の納税証明書(未納の無い証明書)、工事施工前の写真、建物登記事項証明書または評価額証明書、工事見積明細書、工事受注確認書、同意書を提出。
※増築または改修工事の場合(建築基準法に基づく確認済証)
※空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンのパフレット(特例枠利用者のみ)</p> <hr/> <p>3 書類審査 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>4 補助金交付決定 <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>5 工事着工 <input type="checkbox"/> 写真撮影 (工事中)</p> | <p>6 工事完了及び工事代金支払 <input type="checkbox"/>
令和3年12月31日まで</p> <hr/> <p>7 写真撮影 (施工後) <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>8 実績報告書提出 <input type="checkbox"/>
令和4年1月11日まで
(提出書類)
実績報告書、工事完了報告書、工事中及び工事完了後の写真、工事代金請求明細書、領収書のコピーを提出。
※空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンの写真(特例枠利用者のみ)、製品保証書の写し(特例枠利用者のみ)</p> <hr/> <p>9 書類審査 (補助金交付確定) <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>10 補助金請求 <input type="checkbox"/>
(提出書類)
交付請求書、預金通帳(表紙裏面)の写しを提出。</p> <hr/> <p>11 補助金支払 (口座振込) <input type="checkbox"/></p> |
|---|--|

かさまりリフォーム工房は、信頼できるから選ばれています！



笠間市内に依頼する業者がいない方、ご相談ください。

相談無料

見積無料

まかせて安心!! 笠間市商工会 プロジェクト「かさまりリフォーム工房」

豊富な実績、顧客満足度120%の「高い技術力」と「素早く手厚い対応」充実のアフターフォロー。かさまりリフォーム工房は、笠間市商工会の建設業部会員有志58社で組織するプロ集団です。

かさまりリフォーム工房
お問合せ
ご相談 **0296-72-0844**

補助金提出のお問合せは表面の番号へお問合せください。

**絶賛
大好評!!**
笠間市商工会内
笠間地区・友部地区・岩間地区
どの地域の方も左記の番号です。
(受付時間:平日8:30~17:15)
笠間市商工会 茨城県笠間市笠間 1464-3

笠間市商工会は笠間市の協力を得て、快適な住環境の整備、店舗の整備を支援する「住宅・店舗リフォーム促進補助事業」の受付を開始します。

住宅リフォーム
最大 **10万円**



✂ **補助金** で
リフォーム



店舗・工場・事務所の
改築・改装
最大 **20万円**

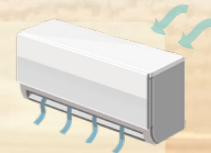
※写真はイメージです

今年度は

特例枠補助金追加

空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンが追加対象

※特例枠のみの申請は出来ません。



受付開始 令和3年4月28日(水) ~ ※予算額(1,000万円)終了まで

笠間市商工会友部事務所

お問合せ:0296-77-0532 住所:笠間市東平2-3-3



笠間市民の皆様が市内施工業者を利用し、住宅や店舗のリフォーム関連工事を行うと **住宅は最大10万円** (補助率10%)、**店舗は最大20万円** (補助率20%) の補助金を助成いたします!

※本年度は新型コロナウイルス感染症による家庭内感染リスク等の軽減、クラスターの発生を防ぐための対策費用を追加補助する「**特例枠**」が追加されています!

笠間市内の建設施工業者
であればOK!

受付期間

令和3年4月28日(水)から
予算額終了1,000万円まで
受付時間：平日8:30～17:00
※先着順となり予算がなくなり次第終了となります。

受付場所

笠間市商工会友部事務所 (笠間市東平 2-3-3)

申込方法

工事着工前に住宅・店舗リフォーム促進補助事業交付申請書及び添付書類を添えて、笠間市商工会友部事務所へ提出してください。
(郵送での受付は不可)

補助対象建物

- ・住宅：申請者が市内に自ら居住している建物（賃貸住宅は対象外）
- ・店舗：小規模事業者が市内で事業を営む、店舗、工場、事務所が対象。（一部対象とならない場合もあります。）

その他

- ・詳細は「申請の手引き」をご覧ください。なお、申請の手引きは商工会各事務所の窓口にご用意しております。
また、各々様式は商工会ホームページよりダウンロードもできます。

<商工会未加入の事業所の皆様へ>

本事業は市内小規模建設施工業者の工事受注機会の増大を図る目的から、多くの施工業者が工事受注の機会が得られるよう工事受注制限を設けております。(会員7件/非会員3件まで)
未加入事業所の方は、この機会に商工会へご加入することをお勧めします。商工会への加入手続きは笠間市商工会各事務所で行っております。

友部事務所での受付になります
ご注意ください

笠間市商工会友部事務所

お問合せ TEL **0296-77-0532**

笠間市東平2-3-3 <https://www.kasama-shoko.jp/>



補助対象工事 (本体工事)

- ・建物に係る増築、修繕、改修等

※市内の建設施工業者による建物の増築、修繕、改修に係る工事費用が20万円(税別)以上の工事対象です。

※住宅または店舗と別棟の倉庫や車庫、造園工事、門扉や塀等の外構工事、電気設備や通信設備等の購入に伴う設置・取替えのみの工事、補助金交付決定前に着工した工事は対象外となります。(その他補助対象工事にならない場合もありますので、事前にお問い合わせください)

補助対象工事 (特例枠)

- ・特例枠

空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンの設置工事が対象となります。

※特例枠のみの申請はできません。

※本体工事の施工業者から設置されるものに限りです。

補助金額 (年度内1回まで) (本体工事)

〈住宅物件〉

・工事費用(税別)の10% 補助金の上限は10万円(千円未満は切り捨て)

〈店舗物件〉

・工事費用(税別)の20% 補助金の上限は20万円(千円未満は切り捨て)

・店舗併用住宅の場合には、工事を行う総面積の住宅にあたる部分の面積により判断します。

補助金額 (特例枠)

◎特例枠

〈住宅物件〉 本体工事の補助金額の1/2 補助金の上限は5万円
(千円未満は切り捨て)

〈店舗物件〉 本体工事の補助金額の1/2 補助金の上限は10万円
(千円未満は切り捨て)

※特例枠の設置工事に要した費用(税別)が本体工事の補助金額の1/2に相当する額を下回った場合には、特例枠工事に要した額(千円未満は切り捨て)を上限とします。

詳しくは、補助事業の手引きまたは商工会ホームページをご覧ください。